

## 自主検査届出書

検査実施者：(所属)

(氏名)

検査年月日：            年            月            日

医療法第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の許可又は医療法第 8 条若しくは医療法施行令第 4 条第 3 項の届出に係る内容と相違なく、かつ、次表のとおり必要な基準を満たし、実際に使用可能な状態にあることを確認しました。

※検査項目の内容が確認できる写真を添付してください。

※記入欄が不足する場合は、別紙(様式は任意)に検査項目・検査結果を記入し、添付してください。

構造設備名	対象施設	根拠法令	検査項目	検査結果
共通	病院 有床診療所	法 20	清潔の保持	適・否
		法 23、則 16① (15)	火気を使用する場所の防火上必要な設備	適・否
		法 23、則 16① (16)	消火用の機械又は器具	適・否
		法 23、則 16②	建築基準法の基準を満たす適切な冷暖房施設	適・否
診察室	病院	法 21、則 20(1)	各科専門の診察室	有・無
		法 20	手洗い設備、手指消毒剤、 $\mu$ - $\mu$ -タール (配置を図面に記載)	有・無
手術室	病院	法 21、則 20(2) (3)	準備室の付設	有・無
			じんあいの防止	適・否
			不浸透質の壁被覆	適・否
			暖房設備	有・無
			照明設備	有・無
			清潔な手洗い設備 (配置を図面に記載)	有・無
処置室 (透析室、観察室、回復室を含む。)	病院	法 21、則 20(4)	各科専用の処置室 (ただし、2 以上の診療科で兼用、 又は診療室と兼用できる。)	有・無
		法 20	手洗い設備、手指消毒剤、 $\mu$ - $\mu$ -タール (配置を図面に記載)	有・無
臨床検査施設 (MRI 室、再生医療室を含む。)	病院	法 21、則 20(5)	喀痰、血液、尿、ふん便等の検査が可能 (検査機器の配置を図面に記載)	適・否
		法 20	手洗い設備、手指消毒剤、 $\mu$ - $\mu$ -タール (配置を図面に記載)	有・無
		法 22 の 3、 則 22 の 8 (臨床研究中核病院のみ)	検査の正確性を確保するための設備	有・無
エックス線装置、放射線に関する構造設備	病院 有床診療所	別紙記載		

構造設備名	対象施設	根拠法令	検査項目	検査結果
調剤所	病院 有床診療所	法 21、則 16① (14)	採光、換気	適・否
			冷暗所(冷蔵庫でも可)	有・無
			感量 10mg の天秤	有・無
			感量 500mg の上皿天秤	有・無
		法 20	手洗い設備、手指消毒剤、 $\text{pH}$ - $\text{p}$ - $\text{H}$ アル (配置を図面に記載)	有・無
		麻薬及び向精神 薬取締法 34	麻薬金庫(麻薬を取り扱う場合) (配置を図面に記載)	有・無
医薬品医療機器 等法 48	毒薬保管庫(毒薬を取り扱う場合) (配置を図面に記載)	有・無		
麻薬及び向精神 薬取締法施行規 則 40	向精神薬保管庫 (向精神薬を取り扱う場合) (向精神薬に関する業務に従事する 者が実地に盗難の防止につき必要な 注意をする場合を除く。)	有・無		
給食施設	病院	法 21、則 20(8)	床が耐水材料	適・否
			洗浄及び排水又は清掃に便利な構造	適・否
			食器の消毒施設 (配置を図面に記載)	有・無
		法 20	下処理室	有・無
			汚染作業区域、準清潔作業区域、 清潔作業区域の区分け	有・無
			調理器具保管設備庫 (配置を図面に記載)	有・無
			検食の保管設備庫 (配置を図面に記載)	有・無
			各作業区域の入り口付近に、手洗い 設備、手指消毒剤、爪ブラシ、 $\text{pH}$ - $\text{p}$ - $\text{H}$ アル を設置 (配置を図面に記載)	有・無
			便所に専用の手洗い設備	有・無
			十分な換気	適・否
			用途別のシンクを設置	有・無
ねずみや昆虫の進入を防止する設備 (網戸等)	有・無			
分べん室 (産婦人科、産科を有する場合)	病院	法 21	適正な構造	適・否
新生児の入浴施設 (産婦人科、産科を有する場合)	病院	法 21	沐浴室及び浴槽	適・否
機能訓練室 (療養病床を有する場合)	病院 有床診療所	法 21、 則 20(11)	内法による面積 (寸法を図面に記載)	面積: $\text{m}^2$
			設置されている器械・器具 (配置を図面に記載)	器械・器具名
談話室 (療養病床を有する場合)	病院 有床診療所	法 21、則 21(2)、 市条例 4	患者、家族が談話を楽しめる広さ (寸法を図面に記載)	面積: $\text{m}^2$

構造設備名	対象施設	根拠法令	検査項目	検査結果
食堂 (療養病床を有する場合)	病院 有床診療所	法21、則21(3)、 市条例4	内法による面積 (寸法を図面に記載)	面積: m <sup>2</sup>
		法20	手洗い・手指消毒設備	有・無
浴室 (療養病床を有する場合)	病院 有床診療所	法21、則21(4)、 市条例4	身体の不自由な者が入浴するのに 使用する設備・器具等 手すり、シャワー、特浴、スロープ (配置を図面に記載)	設備・器具名
消毒施設及び洗濯 施設 (委託する場合を除く。)	病院	法21、則21(1)、 市条例4	蒸気、ガス、薬品又はその他の方法に より入院患者及び職員の被服、寝具 等の消毒を行うことができる。	適・否
消毒設備 (感染症病室、結核病室を 有する場合)	病院	法23、則16① (12)		適・否
集中治療室 (地域医療支援病院)	病院	法22、則21の 5(1)	適切な構造設備	適・否
集中治療室 (特定機能病院、臨床研究 中核病院)	病院	法22の2、22 の3、則22の 3(1)	適切な広さ (寸法を図面に記載)	適・否 面積: m <sup>2</sup>
			集中治療に必要な機器等 (配置を図面に記載)	機器名
化学、細菌及び病理の 検査施設 (地域医療支援病院、特定 機能病院、臨床研究中核病 院)	病院	法22、22の2、 22の3、則21 の5(1)	適切な構造設備 (配置を図面に記載)	設備名
無菌状態の維持され た病室 (特定機能病院)	病院	法22の2、則 22の4		適・否
診療の用に供する 電気、光線、熱、蒸気 又はガスに関する 構造設備	病院 有床診療所	法23、則16① (1)	危害防止に必要な方法を講じてい る。	適・否
病室	病院 有床診療所	法23、則16① (2~4、6、7)	収容患者数	患者数: 人
			内法の面積 (寸法を図面に記載) 固定されたもの(柱、トイレ、洗面台、 備付けの家具等)は面積から除外 する。	面積: m <sup>2</sup>
		法23、則16②	採光、換気	適・否
		法23、則16②	天井の高さ (測定場所を図面に記載)	高さ: m
機械換気設備 (感染症病室、結核病室、病理 細菌検査室を有する場合)	病院 有床診療所	法23、則16① (5)	空気が病院又は診療所の他の部分へ 流入しない。	適・否

構造設備名	対象施設	根拠法令	検査項目	検査結果
患者の使用する屋内の直通階段	病院 10床以上の有床診療所	法 23、則 16① (8、9)	階段、踊場の幅 (測定場所を図面に記載)	幅: cm
			けあげ (測定場所を図面に記載)	けあげ: cm
			踏面 (測定場所を図面に記載)	踏面: cm
			手すり (測定場所を図面に記載)	有・無
避難階段	病院 有床診療所	法 23、則 16① (10)		適・否
患者が使用する廊下	病院 10床以上の有床診療所	法 23、則 16① (11)	内法の廊下幅 (測定場所を図面に記載、一般病床基準の場合は手すりの内法、療養病床は手すりを含む。)	幅: cm
			手すり(療養病床のみ) (測定場所を図面に記載)	有・無
歯科技工室	病院 有床診療所	法 23、則 16① (13)	防塵設備その他の必要な設備 (配置を図面に記載)	設備名